

佐久穂町学校跡地施設等利用検討委員会運営規程

平成 23 年 10 月 27 日

告示第 24 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、佐久穂町学校跡地施設等利用検討委員会（以下「委員会」という。）設置要綱（平成 23 年佐久穂町告示第 13 号）第 7 条に基づき、委員会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の公開)

第 2 条 委員会は、原則公開とする。ただし、特別な事情により委員会が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

2 委員会の傍聴に関し、必要な事項は別に定める。

(委員会開催の周知)

第 3 条 委員会の開催が決まった場合、その開催日時、場所、傍聴手続き等について速やかに無線広報等により一般に周知する。

(資料の配付)

第 4 条 委員会の配付資料は、特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらす恐れのあるものや、公開することが適切でないものを除き、委員会の場で傍聴人にも配付する。

(結果等の公開)

第 5 条 委員会の会議結果等は、特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらす恐れのあるものや、公開することが適切でないものを除き、広報等で概要を公表する。

(雑則)

第 6 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。